

しまして、普及員がこれに当るといふ
ような点について、いろいろ予算その
他の措置が考えられておるわけでござ
いまして、その実行については各県が中
央との連繋は勿論保ちながらやります
けれども、実行するといふうな形で、
国として特殊な助成であるとか、それ
に必要な予算措置であるとかいうよう
なものが講じられておらないわけでござ
います。特にこの普及については日
本の農民の実態からしまして、現物を
以て展示するといふようなことは、一
番大事な、最も効果のある方法と考え
られるわけでございますが、ここ数年
間、予算の折衝において、大蔵省の認
めるところとならずに、そのままにな
つて来ているわけでございまするが、
この展示といふような点について特に
その必要が大きいのではないか、かよ
うに考えておるわけございまして、
これは我々の力の至らない点もあつ
て、予算的に認められなかつた点もあ
るかと考えます。できるだけ早
い機会に普及について十分日本の農民
の実態に合ひ、農民が受入れられるよ
うな形での普及を考えて参る必要があ
ると考えます。これについてはどうし
ても、政府としても予算的措置が必要
かと存じております。次の予算の機会に
是非そういう方向で種子の普及につ
いての必要な制度化を図りたいと考え
ております。

○政府委員(塩見友之助君) 普及員について、一般的に、その俸給、或いは活動費の一部を補助しているという状態でございまして、種子の改良に伴つての展示というふうなものに必要な経費というふうなものは、今全然補助はございません。その点が一番欠点じやないかと私のほうも考えております。

○三橋八次郎君 この法律の目的を達するためには、この普及といふことが非常に必要なことでありまして、たぶんいい種子をとりましても、それを農家が作るという意慾が起りませんと、結局普及は徹底しないということになります。改良普及事業を通して普及を図るということは、極めて理想的な組織的な普及法だと思ひるのでございまして、是非ともこの法律の建前から、普及員を廃しまして優良品種の普及を図ると、こういう意味におきまして、この法案に基きまして予算をお取りになり、それを普及事業のほうに流しまして、普及員に展示園を実施させる。

普及員を廃しまして優良品種の普及を図ると、こういうことが一番よろしいかと思うのであります。そういう意味におきまして、今後予算獲得に努力をして頂ければどうかということをもう一遍お答え願いたいと存ります。

○政府委員(塩見友之助君) 仰せの通りに、それが普及上は最も効果的なものだと私は信じておりますので、農林省といたしましては、その予算獲得に、種子に関連する限り全力を尽して参りたいと存ります。

○三橋八次郎君 次の問題は、今回の改正におきましての第六条の一及び第六条の三によりますと、都道府県

は、原種園及び原原種園の設置並びに品種決定の試験を必ず行わなければならぬことなどがありますが、これらに必要な経費に対する国庫補助はどういう都合になつておりますか。お伺いしたいと思います。

○政府委員(塙村吉正君) 原原種につきましては全額、原種につきましては二分の一の補助を予算的に講じてございます。奨励品種の決定試験も又同様二分の一というよくな補助を講じております。

○三橋八次郎君 奨励品種の決定試験でございますが、これはどうい仕組みでどうい規模でおやりになるのか、一応承わつておきたいと思ひます。

○説明員(坂村吉正君) お答えいたします。稻につきましては、一県平均二ヵ所ということになります。それから表につきましては、一県につき一ヵ所とのふうなことであります。現在の予算では非常に箇所数といたしましては不十分であると思ひますので、この点につきましては大蔵省にもいろいろ今度の予算の場合でも話をしてあるのでございますが、実際の実施の状況によりまして逐次この箇所数を確やかに行くといふうに考えて行きたいと思ひます。

○三橋八次郎君 稲に対して二ヵ所、麦に対して一ヵ所というお話をございますが、各県の実情から考えますと、非常に今お話がありましたように箇所数は不十分だと思ひます。が、少くともその県内におきましては、それ／＼の農業地帯別に分け得られる、かなり判然とした地区といふ

のがあると思うのでござります。例えれば愛媛県で見ますと東予、中予、南予、それに上浮穴郡の高冷地帯といふものと、はつきり適応する品種の地帯はきまつておるのでござります。従いまして試験場で大さつばな奨励品種の適応試験をやりまして、それを更に各地区へ下げましてやることによつて始めて徹底する。箇所数が少いために試験場でやる。又各地区でその次にやらなければならんということになりますると、箇所数が少いだけ品種の決定は年数がかかるのでござります。それだけ優良品種の普及といふことも遅延して来る。増産に支障を生ずるといふようないことありますから、少くともその県内の環境を同じくする地区といふものをよく御設定になりまして、その地区数に応じまして品種の適応試験の場所、箇所数を決定されるということが理想的だと思うのでござりますが、これは勿論十分な数ではないというお答えでござりますけれども、将来増加を考え行くというようなお考えがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

改良助長の必要な部分につきましては、どうしても今後別な方法で以て適当な措置をとつて補つて行かないことには、十分な成果を期待できないことを考えております。勿論稻について相手に二つ、麦について一つというふうなことで、それで各地々々に適用したものを農民に示す。半分試験的にやつてみると、いうふうな意味だけからでも不十分なわけでございりますので、その点についてはできるだけ農民の実態によりて農民が受け入れやすいよしなどころでやり得るよう、又技術的に見ても各立場条件に応じて、十分自信を以て普及ができるというふうな形にするために今後も努力をして参りたいと存ります。

したものは、丁度秋落ち地帯であります。したけれども、秋落ちの農家地帯の土地を改善するに非常な効果を上げておるのでございます。そういう意味からいたしまして、どうしてもこの優良品種の普及といふものにつきましては、目でものを見せまして普及するということが一番早道であります。奨励品種の決定試験といふのは、県の試験場でやる。更に地方には品種の適応試験といふうなものをやりまして、県で奨励しようとする品種の中からその地方に適応するものを選び出して行く、こういうようなかまえでなければいかんと思うのであります。そういう地方でやります品種の奨励、品種の決定試験を終えました品種につきまして、品種の適応試験をやるというようなものに對しまして、経費をお出しになるといふようなお考えがあるかないかということをお伺いしたいと思います。

あります。又二十八年度につきましては、有畠官農及び漫田单作に対する營農試験地といふらうなものを予算的に措置いたしましたが、これらの中には順次その項目も拡げ、技術的な改良等、助長等に、必要な部分に亘つて拡げ行く必要があるうかと現在考えておる状態でございまして、圃場もこういう方法を以てすれば、必ずしもその政府であるとか、県であるとかで所有しなければならないこともないわけでございまして、適當な圃場といふらうなものもそれに利用することができるという形になつておりますので、この拡充について品種の改良等に關連いたしまして十分検討して参りたい、こう考えておる次第であります。

優良品種の普及といふものに効果が得られるということになるのでござります。そういうふうに考えて来た場合に、どうしてもこの法案の裏付けといたしまして予算を取り、それを普及面に流して品種の適応試験は、必ずこういふようなところでやらなければならんと、いうようにして、初めて効果が上り、優良品種の普及もできるものと思ふのあります。ですが、そういうふうにしてやるといふことにつきましては、今年二十八年度の予算が組まれておる、こういう状態にございましての政府の御意見は如何でござります。

ざいます、都道府県の負担能力に引きましては、現在におきましては非常に財政的に困つておるのでございまして、そういうようなことから考慮いたしまして、この助成は二分の一でもあります。それをおきましては、それを都道府県の負担能力を軽減するため、更に一つこの方面の予算を増額いたしまして、急速に優良品種の普及を図り増産に寄与するというようなことにつきまして、補助金の増額をして頂くといろよなことをお願いしたいと思うのであります。このことにつきましては提案者のかたがた並びに政府はどういうようにお考えでございましょうか。

が、大蔵省のほうはその他の関係を慮して、そう簡単にこの比率というものの改訂は肯じない。従来予算の折衝の経過がそれを示しておますので、今のところはできるたゞの他の面における優良種子の普及における欠陥を補う点に重点を置いてみたいところ考へておるわけでござります。

なければ通さんとか、補助ではどうもいかんとかいうようなことは、今日の我々の立場としては負担のほうが勿論したので、我々は残念ながら補助といふことで我慢をいたしておるのであります。従つて負担することすらなかなか大蔵省が難色を示しておる現状でございますので、この補助の比率を高めることとはこれは他の災害復旧その他との関連もございますけれども、早急には望めないのでなかろうかと思います。併しどけるだけの努力をして、補助率の改訂に対しましてはお説の通りに努力いたしたいということは十分に考えております。

○政府委員(塙見友之助君) 生産物検査が認められたのはいいけれども、農産物検査との関係ができるだけ農民のほうで迷惑にならないようにというお話をございましたが、私のほうでもできるだけそういうふうに持つて行きたいと思つて、内部的にはいろいろ検討いたしましたたわけでござりますが、他県移出等で以てどうしても農産物検査官の検査もやらなければならぬといふような場合もござりまするし、そういうふうな場合にははどうしても農産物検査官と当法の審査員とが共同立会で行うというふうな方法、又その他の適切な方法をとつて、その点についての検査或いは審査を受ける立場におられる農民のかたぐにできるだけ運用上御迷惑のかからないよう持つて行くよう現在食糧厅のほうと話合いをしておる状態でござります。

○三橋八次郎君 他県に移出されるものは勿論検査を受けなければならんと思うのでござりますが、一休生産される種子で県外に出されるもの或いは県外から取入れるというよつたなものはどうくらい量があるんでございましょう。

○説明員(坂村吉正君) 大体種の中で、殆んど大部分は県内で使われておしまして、それからそのうちにおきましても殆んど大部分は交換されているという状況でございまして、販売に供されておりますものは大体一割乃至三割程度のものでございます。ですから大体七、八割というところは交換により、或いはその他の方法で県内で処理される。それから最近におきましては原種圃採種圃その他のだん／＼整備をされておりますので、他県に対する

○政府委員(東畑四郎君) 二月末現在で十一万七千六百三十二石。
○三橋八次郎君 全体生産されました種子と検査を受けました種子のバーセンテージを承わりたいのです。
○説明員(坂村吉正君) 二十八年の一月二十八日現在までの調査でございまが、全体の県のやつがまとまりませんで全部で二十県の合計でござりますが、圃場審査に合格いたしましたものの全体の石数が十六万六千石程度になつております。そのうち農産物検査を受けまして合格をいたしたもののが四万九千石、こうじうような程度でござります。
○三橋八次郎君 今の話を伺いますと、検査を受けましたものは大体二五%だと思うでございますが、十六万に対して四万九千という事ですから二五%程度だと思うのです。これはどういうわけでこんなに検査が少いのかおわかりになりますれば、お伺いしたいと思うのです。
○説明員(坂村吉正君) その点は先ほども申上げましたように、大部分が交換になりました販売いたされませんので検査を受けないといふようなことに相成つてゐるのでござります。
○三橋八次郎君 交換ならば検査を受けないでもいいということになるのですか。

法のその点が実は盲点になつております。そして、農産物検査法では売渡す前に検査を受ける。売渡ししないものは検査を受けるないのであります。只今農業改良局長が言われた県外販売、こういうものは御審査になつたように大体二割から二割五分程度であるということですあります。

○三橋八次郎君 それならば、今御答弁になつたようには、実際に県外に販売するものだけを検査することにしまして……。やる必要のない交換、農家の自主的に交換する種子は検査を受けなくともいいということであれば、大きくこういうようなことを規定しておくよりも、県外に移出するものは検査しならんものを検査しておらんといふようなら、こういうような感じを農家に与なことにしますると、検査の手数といふものが省かれ、而も検査しなければならないものを検査しておらんといふような、こういうような感じを農家に与える点もこれは解消すると思うのであります。交換するものは検査をしなくてもいいとか何とかいうことはつきりこれは譲るよろしくしたらどういうものでございましようかね。

○政府委員(東畑四郎君) その点は「生産物審査」と実はあるようであります。が、その点は今まで農産物検査法の検査をやっていなかつたものにして、圃場審査のみならず生産物の審査もやつて行くとして法案になつておるようであります。従いまして今まで交換等で農産物検査法で検査しなかつたのももやはり農業改良普及員が審査を

普及して行く、末端で審査をして交換して定多數の人に商品として売られるようなものはこれは從来通り農産物検査法によつて検査をして行く。その点において理論上はダブらないということが言えると思います。

○岡村文四郎君 塩見局長から非常に今までと変つた感じのすることを承わつたのです。それは、今までの普及費といやつは国がやるのじやない、地方行政がやるのではない……、こういうふうにずっと来ておるのですから、一錢も組んでないというお話をございましたが、そういう考え方でおるものですから、これはなかなか普及しない。先ほど私が言いましたように優良種子を生産されましても、普及が大事で、普及をしないものはなかなかうまく行かんということ、これは当然でございまして、今まで再三のことを言うたのであります、ところが今までの農林省の係員の人の考えは、それは違うと、こうしたことであつたのですから、今まで一錢も組んでない。そこで塩見局長大変我々に合致した考え方をしておられますから、今度は普及費を必ず一つ要求されて、そして改良局ばかりでなく、我々もそれには力添えをしてこいつを取るようにしたいと思いますから、特段のお骨折りを願いたいと思います。

それから三橋さんからいろいろお聞きになりましたが、この設置箇所のことです。ございますが、米が二ヵ所、麦は一ヵ所こういうふうになつておりますから、俄かにこれをどうせいといふこともならんと思ひますが、併しながら日本の食糧の足らないことはこれは

もう何も足らんことはございません。先ずお話を申上げますと、北海道に畑地が五十万町歩ございます。大抵普通七万町歩と称しているのですが、これは水田が十一万六千町歩で、あとは空地、即ち畠地でございますので。この、ところが十勝地方は大事な麦はなか／＼取れんと、こう称して現在では裸麦さえも作るういたしておりません。殆んど大麦を作つて食べております。そこでその方面にでも大いに研究をすれば、一ヵ所じやどうにもならないが、ああいうところは大いに研究をして……。取れる食糧をとるような方法を講じないのですから、足らん足らんと言つて輸入をやかましく言つてやつてゐる。こういうわけですから、一つこの際改良局のほうで大いに本腰を入れて、そろしに大事なことでござしますから、種子を吟味し優良種子をこしらえるように努力して頂きたいと思ひます。北海道は水稻も陸稻の試験もやつておりまして、割合に実の多いものを作つておりまして、寒冷地帶に即応いたしておりますから、割合に取れております。こういうよくなわけでござりますから、大いに一つこの方面に力を入れて、一ヵ所じやなくて、何ヵ所も作れる、こういうふうな……。

う種子の問題は他のものと比較しては
だめなんです。他のものと、いろいろ
細かな費用の点等もございまして、
大蔵省においてお考えになるのは当然
でございますが、ところが種子とい
ふのはこれは作物のことでござります。
こんなものは大蔵省が知らないとい
ふようなことではなく、何とかしてもらつ
て、これを負担にしてもらいますと非
常にうまい行くと思いますので、今後お
互いに協力し合つて……。そんな考え
は大いに変えてもらわんと、日本の食
糧の不足はなかなか補えないと思いま
するから、お互ひが協力して大蔵省の
認識を高める。こういふものは補助で
なくて絶対に国が負担するのであると
いうように認識させるようにならざ
に御努力をお願いしたいと思います。

統適用性検定試験ということになつておられます。その検定試験によりまして、この品種は自分の県に適用すると、農林省に報告いたしました場合に、それを初めて奨励品種と申しますか、新品种として認める。従いましてその新品種の成立の場合には少くとも米麦ではF₁八ですから、八年、最低八年でござります。長いものは十二、三年、もつと長いものもござりますが、一番早いもので八年でございます。と申しますのは、両親かけ合わせました子供というものは遺伝的にまだ非常に不純でございまして、世代を重ねるに従いまして分離して参ります。従つてもう分離しない固定するまでの期間に最低八年ぐらいを見ているわけでござります。それから系統適用性検定試験を受けた、奨励品種としてよろしいといふことが、決定いたしまして、それを原原種園、原種園、採種園という段階を通じまして、採種園でできたものが、初めて農家の手に渡るわけでございます。従つて系統適用性検定試験から農家に渡るまでには、やはり最低四年ぐらい。従いまして、品種ができまして農家の手に本当に普及するようになりますまでには、最低十二、三年以上かかる、こういうふうな年数でございます。

新をするのには、結局採種圃の面積、開拓をしなければならないわけですね。一年更新をするとすれば、
○説明員(河原卯太郎君) お答えいたしました。一応この法律の範囲内で動いております農作物の種子の普及は、米麦、大豆につきましては六割を兩年で更新する。全体の作付面積の六割を二年ごとに更新して行く、こういう計画でございます。と申しますのは、幾らかの部分がどうしても奨励品種で乗つて来ない特殊な地带ができて参ります。農業地带で、例えば極端な壟害地等で、普通の奨励品種ではどうしても耐塩性が低くていけないとか、或いは極端な高冷地で普通の奨励品種ではどうしてもいいわけないというよろな、そういう特殊なものが残つて参りますので、一応水稻で申しますと、約三百万町歩の六割、約百八十万町歩でござりますが、そのうちの半分ずつを毎年更新して行く。その程度に必要な原種圃なり採種圃の事業分量が予算的な措置が講ぜられておるというわけでござります。

○東監査 組んであるのですか。

○説明員(河原卯太郎君) はい。

○東監査 もう一つ伺いますが、先ほど岡村委員からも話がありましたが、畑作方面的問題として、将来この対象のものとして、大豆の次に入れられるものは何を予想されておるのですか。

○政府委員(塙見友之助君) 先ほど問

題になりましたよちらな重要性から見ます。でも、菜種、馬鈴薯。甘諸について、非常に大蔵省に強い反対がござりますので、やはり順序としては、どうしてもそういう順序になるかと思います。

○東陸君 菜種、馬鈴薯ですね。

○政府委員(塙見友之助君) 馬鈴薯、それからとうもろこし、甘藷とか……。

○三橋八次郎君 甘藷について大蔵省で強い反対があるということですが、それは認識不足も甚だしいと思うのであります。その大蔵省で反対する理由というのは、どんなことなのでござりますか。

○説明員(坂村吉正君) 余りはつきりした理由もないでございますが、結局まあ最近におきまして、いものに対する対策といふものが、政府の対策がはつきりしておらないというようなところが問題ではないかと思うのでございまして、これらにつきましては、やっぱり政府として甘藷の対策をどうやつてやるかということを、農林省としてもはつきりときめまして、そうして、どうしても講じなければならぬような措置につきましては、やっぱり強く大蔵省に要求するというようなことが必要であるうといふふうに感じております。

○三橋八次郎君 どうもはつきり納得はできませんけれども、いもの対策は、恐らく、いもが余つて値段が下る、いわゆるものを見わなければならん、余るいもを政府が買上げなければならんほど余つておるからというようなことが、これが大きな当面の問題になつておるだらうと思うのであります。いも作といふものは、そつ簡単には考えられないのですが、ございまして、

戦争の中におきまして、いもにお世話をなつたことを考えますと、今更統制が撤廃になつたから、いもは腐れ草鞋を捨てるように捨ててもいいんだといふようなことは、私は農家並びにいました。結局、いものこれから対策といふものは、いも作地帯の農家を救済いたしますのには、品種を改良いたしまして、そうして面積を縮めさせまして、収量を確保して行く。そして余ったところには徳用作物でも作らせまして、現金収入を増して行く。ふうに考えなければならないのであります。徳用作物を作つて、面積を拡げる。そして地主には、ます、その面積を拡げて行かなければならぬということになります。面積を拡げる。そして地面の余裕ができるところに換金作物を栽培させるというよろくなことにして行きませれば、やはり反収の多いもの、又いもの用途によりまして、食用に供するものとか、或いは澱粉に専用するものの、酒精に専用するものなどふうに品種が分化して行かなければならんと思うのでござります。そういうよろくな重要なことにつきまして、農林省の対策もまだできておらないために、大蔵省が文句を言ふと、いふことは、我々は了解できないのでございまして、一つ速かに農林省のほうでも十分大蔵省のほうを納得させることのできるような政策を樹立しまして、そうしていものほうも速かにこの法案の中に織込むようにお願いしたいと思います。

あるとか、そういうような病氣の關係を主体として認めざるを得ない。ところが品種改良の効果のほうを考えますと、甘藷のほうは非常に幅が広いのでございまして、その効果は多いわけであります。恐らくそういう關係で今までおつしやつたような点等に危惧をいたして認めておらんのだと思います。私も就任早々からその点については十分な検討をやつて、これは来るべき予算については十分措置をとらないといかん、こう考えておりますので、できるだけ御趣意に副うよう努力して参りたいと存じます。

○岡村文四郎君 これは改良局にお願いいたしましたが、お答えは要らんのではござりますが、大体この大豆でござりますが、これは西ヶ原の試験場に行ってみますと、参考書類とか、いろいろな部会、それを見ても、北海道で相手を産されておりますのに、大豆が一つも入っておりません。だからこれはどういうわけだとこう聞いてみると、いやどうもさうなり連絡は何もないというわけで、他の府県では非常に増石もされ、いろいろな面で役立つておりますが、北海道だけでつゝやつておつたのではいかんから、改良局のほうで一つ北海道もよく指図をし督励をして、生藍は他の府県に劣らん生産はやつておりますが、それが没交渉ではだめでござります。なるほど北海道は北海道として特殊な事情があるうううので、それはそれでいいのであります、西ヶ原の試験場へ行つても何もありません。北海道は、私聞いたところが連絡も何もない、こういうことを言つておりましたか、そんなことはないで、だから北海道までわざく来てなくとも、西ヶ原の試験場に行つて参考書とか部会を見たりすれば、すぐわかるところによろしくしておかなければなりません。殊に改良局は大豆が一つ入りましたから、それを機会に一つ北海道の大蔵の品種につきましても、一段と御努力をお願いしたい、これはお願ひしておきます。

今本付託となりましたので御報告申上げます。
他に御質疑がなければ討論に入ります。
いと存りますが、御異議ございません
か。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(山崎恒君) 御異議ないと認めます。これより討論に入れます。御意見のおありのかたはそれべく賛否を明らかにして御発言を願います。
○三橋八次郎君 主要農作物の種子法は、これは増産上最も必要なことでありまして、この法案を整備いたしまして、これらの目的に従つて速やかに増産を確保できるように、将来運営をして頂きたいと思うのであります。なおこの法律につきましては種の生産方面につきましてよほど注意が濃厚に払われておりますが、普及方面におきましては見るべきものは一つもないでござります。従いまして優良種子の普及に関することにつきまして、更に御研究願いまして、この法律の整備をして頂きたいとともに、早急にその結果が挙るようにお取計らいが願いたいと思うのでございます。なお又対象作物といたしましては、質疑中にもいろいろお話を出たのでありますけれども、甘藷、馬鈴薯、とうもろこし、菜種等の種子も、将来この対象農作物に加入されますようにお願いいたしまして、本案に賛成するものでございます。
○委員長(山崎恒君) ほかに御意見もないようでござりますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に

〔賛成者起立〕

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

なお本会議におけるところの委員長の口頭報告の内容等、事後の手続は慣例によりまして委員長に御一任を願いたいと思います。御異議がございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

次に本案を可とされましたかたは例によりまして順次御署名を願います。

多數意見者署名

滝井治三郎 東 隆
三橋八次郎 池田宇右衛門
石原幹市郎 宮本 邦彦
飯島運次郎 小林 亦治
岡村文四郎

○委員長(山崎恒君) 御署名洩れはございませんか……ないと認めます。

○委員長(山崎恒君) 次に農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法律案につきましてはすでに予備審査を終つてゐるのではありますが、この際更に御質疑がござりますれば御質疑を願います。

○岡村文四郎君 まだ実施しないうち改訂でございますが、農林漁業金融公庫が非常に重要な役目を持つてゐるのでございます。それで問題は農村電化の促進が終つて、この法律にその対策が入るわけでございますが、どうも

各地を歩いて見ますと、非常に実は心配なんですね。ということは今お尋ねをいたしますが、どうも局長もそのときの責任者になるかどうかわからないし、それから課長もどうもそれがどこに座るかわからないので、誠にどうも今後のことを言うので、的外れのような気がして残念でござりますが、公庫ができる、公庫の総裁なり何なりにお尋ねするならいいのでござりますが、そろではございませんから、非常に聞いても聞きにくいし、お答えもしにくいと思います。どういふところが心配かというと、現在残つておりまする日本の電力を導入する場所は非常に種々難多でござります。ところが宣伝材料と言いますか、なんぼでも金を貸すからすぐやれというようなパンフレットを出して宣伝するために、どこでも電気がつくと思つております。ですから見ていてますと、一戸平均電柱が十本以上要るといふような所でもつけようとしてやつております。そこで年限が長いのでございまして、百姓のほうから言いますと、これは借りられるものを借りて、あとは返せばいいという考え方を持つておるという現在の立場では、それはいかんことありますて、そこで貸す主体がよほどしつかりせんと、二十五年もの長期の金をかけて、その事業を行おうというのでありますから、今地方で騒いでおりますような、余り簡単にこれは出んのじやないかと、いう心配をいたしておりますが、地方では、どんなところでも、今度は電気がつくのだと、こういふので非常に人気よく騒いでおります。それは、前に申上げましたように、パンフレットで宣伝するものですから、どんなところで

もつくるのだと、こう考えておりますが、そうなつたのでは非常にいかんと 思います。そこで、その点は一体現在の責任者はどういうことをお考えになつておるのか、何ほ金がかかるても、この金を貸すのか、十本といいますと、今の価格にして考えてみますと、電柱ばかりでも大体一本が八百円から千円いたしますから、それでも相当な金になります。そこでそういうことになると、非常に国民にいい話を聞かしたばかりで何もならんと、こういう結果になります。そこでそういうことになると、非常に国民党にいい話を聞かしたればかりで何もならんと、これが例えれば農村の端々に残つております十五軒、十五軒或いは二十軒というような戸数の少いところでつけようといたしておりますから、当然そういう議論が起きて来ることは当然でございますが、貸すのは結構でございます。ところが、貸す主体を、俄かに作つた電気利用農業協同組合といふような形では恐らくいかんと思ひますが、今どこを体お考えになつておるか、一応お聞きしたいと思ひます。

度であるか、こういうことを一つ抑えるようにいたしております。大体北海道では一万円ぐらい、北海道を除く府県におきましては五千円ぐらいが限度じゃないか、それから工事の施行につきましては、これは現在農林省におきましても若干の指導はいたしておりますけれども、何しろ手薄でございまして、二十八年度の予算におきましては、予算としては僅かでございまして、三百万円ぐらいの予算でございまするが、それを補助金といたしまして小水力の技術指導者というのをプロジェクト別に作りまして、これは財團法人といつたものを目安にいたしまして作りまして、工事の設計等におきましても齟齬のないような指導をいたして行きたい、かように考えております。お話をのように、幾らでも金が出るのだと、いうようなことで、これが安易に取上げられるということは甚だ危険であります。私どもがさよなことのないようには確実に、又無電燈部落の解消といつたようなことで、農村生活の向上に十分役立つということは甚だ危険であります。農家経済の負担といふようなことにつきましても、十分睨み合せて現在のところ処理しておりますし、今後も公庫についても、こういう方針で行くようになりますが、役所に行つた時分には参議院議員でなくして、信連の会長として話ををしておるのであります。これはバツりますが、役所に行つた時分には参議院議員でなくして、信連の会長として話をじを附けておりますから、隠しても駄

目なんで、それはそうに違ひないのであります。が、再三選舉が行われる。もうするとやはり宣伝をすることになります。宣伝をするとなると無理にもやらなければならぬ。こういう結果にならぬ心配がありまして、実は私のほうで三千万円借りたが、それに四百万円の連携費を使つた。これはすつかり数字が出ておる。何でもない。そういう形になると、借りたものは三千万円で、四百万円使つたのでは全く事業が成り立たないということになる。こういうことはこればかりではないと思う。ですから非常に警戒しなければならんと申します。いわゆる政治というのは各自の台所まで当然行くべきものなんでもありますし、それを知らないものがおられる心配が非常にあるので、しつかわせやつてもらわなければならん。これまでは、局長にお尋ねしても、局長はそこまでのお答えはできないと思うのですが、前の御答えは、どうも私に言わせると、一戸当たりの負担がなんぼ、こういうことをお考えになつておつても、貸さざるを得ないような羽目に陥つて来る。そこでこれを放つております。現在で申しますと、例えば中央金庫はなかなか／＼かたい。ところが政府のほうではいつまでもその係をしておるといふこともないでしょから、それがだんだん止むを得ないことが起るようになつて、非常に遺憾な点がたくさんでてきて来るような心配がございます。これは今そういう話をしておきますと、いよ／＼やつてしまつてから、あとから私共が、それは駄目じやないかと、こう言つたのではもうすで

に遅いですから、今度の電気の導入については非常に法律ができましたし、大事なことがあります。今局長のお話にありました小水力ができる場所は割合にそうではなくてございません。ところがそうではなくて、小水力もできなければ、そこに持つて行くには農村電化では経費の負担ができないで、会社のほうでやれないというので、残つておる分が非常に多いわけであります。ですからその配電工事が長いということと、今勘定してみますと、電気を買ひだけで、百ワット大体一万二千円くらい、そうすると変圧器を附けて、そこから電気を持つて行く。そうすると相当な農家になると百ワットくらいを使ひ。そうすると電気料ばかりで一ヶ月千円もかかる。こういうわけで負担が非常に重いと思うが、そこまで考えておりません。扇動に迷わされで、一月千円もかかる。こういうわけです。私が行くと、どん／＼抹殺されるのですから、恐らく今度の選挙も駄目でしよう。そういうわけで、私はそういうようなことを考えておるものですから、どん／＼抹殺しておる。それが国を思うことであり、そうしてすることがためになると思うからやつておりますが、どうもそうではなくて、そう長くないうちに私が今申上げたようなことが出来ると思いますから、どうぞ一つ、公庫が発足するに当つて、大いに気を付けて頂きたい。金というものは借りて助かるばかりでなくして、借りたために死ぬことが非常に多いのですから、その点は公庫の責任者である方に十分そのことを御注意願いたい。そうすれば、この折角できた農村電化の法律も満足に、有

効に活ける。今度できました公庫も本当に農民のためになるような金融がでできるよう心から冀いたいと思います。で、全面的に日本全国を眺めてみますと、今度の農林漁業金融公庫法のよろな日本全国にわたつて、誠によく甲乙なしに行きわたつておる金の貸方は今までございません。ですから、これは大いに普及をさせ、この融資の方法が間違いのないようにやつて行くことが、これから責任者のやるべきこととありますから、その責任が局長にあるか、課長にあるかわかりませんが、私の今申上げたようなことを、後日繰返して言わなくともよいように、一つ今からその点について大いに御注意を願つておきたいと思います。私はこの法律に対する理由は何もないが、そういう心配がござりますから、このことだけ申上げておかないとならないので、そういうことをお願い申上げ、公庫の責任者にこういうことがあつたということを、十分申送つて頂きたいと思います。これは御返事は要りません。

○委員長(山崎恒君) 他に御質疑がなければ討論に入りたいと思ひます。御異議ございませんか。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認め、これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○三橋八次郎君 私は本法律案に対して次の希望を附しまして賛成するものでございます。即ち第一、農林漁業資金の融通を円滑にするため、政府は農林漁業金融公庫の整備拡充を図ると共に、農業金融の疏通

についには、先に当委員会から再度に瓦り農林大臣に対し「行なつた申入れの趣旨に従つて速やかに適当な対策を樹立、実行すること。

第二は、政府は農林漁業資金融通法

制定前に、土地改良事業に付けられた

米国の対日援出返資金の貸付条件を

速やかに農林漁業金融公庫法によるも

のと同率にするような措置をとること。

第三、政府は農山漁村電気導入促進

法制定前において、農林漁業資金融通

法によつて付けられた農山漁村電気

導入関係資金の貸付条件を、速やかに

法制定前に付けるものと

同率にするよう措置を講ずること。

以上三点の希望条件を附しまして本

案に賛成するものでございます。

○岡村文四郎君 私はこの法案には

双手を挙げて賛成するものでございま

すが、ここで条件を附しておきたいと

思いますが、全国——全部でございま

せんから、全国とは申上げませんが、農村で大事な医療施設にこれが融資を

することになつております。今後はどう

うかわかりませんが、今年はどうして

も健康保持のために大事な施設であ

ります。よつて本案と原案通り可決すべ

きものと決定いたしました。

なほ本会議におけるところの委員長

の口頭報告の内容等、爾後の手続は慣

例によりまして委員長に御一任を願い

か。

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後五時十五分速記開始

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山崎恒君) 全会一致であります。

○委員長(山崎恒君) 御異議ないよ

うでありますので、暫時懇談に入りました

法律案を原案通り可決することに賛成

の方の御起立を願います。

午後四時四十六分速記中止

○委員長(山崎恒君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。

従つて政府は分析検査及び取締機構を整備して本法の運用に遺憾なからしめること。これを附しまして本案に賛成するものでございます。

なれどこの法案を真正に適當しかして利益を保護するということは、これは勿論でござりまするが、この法案ができましたために、飼料を生産する業者の生産意欲というのを萎縮させしめることのないように、適正に運用をして行くことをお願ひいたしまして、本案に賛成するものでございます。

○岡村文四郎君 この法案は見れば見るほど片手落ちのするような法案でございますが、去年の十二月に飼料需給安定法といふ法律をとにかく持つて来られて、そうして私は同僚から怒られて、岡村こういうのは駄目だといふことまで言われて、あの案を通したのでござりますが、今頃こんな案が出て来ると思いやしなかつた。そこで余りにもどうも法の出し方が軽率だと言わざるを得ないのです。ですから今後はこういつたような実施せないうちに、又追かけて法律が出るようなことは、一つ省いてやつてもらわなければいかんと思いますが、今三橋議員から附帯決議を付けて本案に賛成するという話がございましたが、どうも片手落ちと申すのは、僕に言わせると、需要者のことが殆んどなくて、取扱業者のみを擁護するようなふうに考えられてしょがないのでございますが、これは又あとから悪い点を直すことにして、三橋議員の御提案になりました附帯決議を附しまして、本案に賛成をいたしま

○小林亦治君 提案者のほうでは、この登録に関しては極めて自信のある者が登録するだろう、自信のないものは登録を差控えるだろう。こういうことになりますと、一体何のためにかような法案が出たのか、ちょっと私どもも咀嚼しかねる問題がそこに出て来る。勿論この品質の改善ということでありますが、いわばこれは間接統制の一種なんですね。好む者にのみ登録をして、好まざる者にはかまわない、こういうことになると、改善を意図するところの立法者の考え方というものはまだ牛半可である。どうしてもこの政府の行政監視により、監督により、全般の飼料を向上させようという法律ならば、全部登録を求めるのが本来至当なのである。どうしてそうかといいますと、中小業者というものは必ず圧迫せられます。こういうものが出了る端に自信のある者、即ち広告なり或いは宣伝なり販売なりに金をかけても苦しくないところの大業者が進出する。その競争に及び得ないものが脱落して参るという結果になるのは、これは火を見るよりも明らかなんであります。その点が気にくわないとこらの一点なんですね。それから会期も切迫し何とか通したいということで、この附帯決議案が出たということは、よくわかるのであります。ですが、従来の法案の成立過程をみますると、反対議員に対するところのたかだか慰安削だ、法の成文にないものは、末端の施行者は、附帯決議なんというものに留意しないで、どんぐり執行しておる。いろいろ弊害が山積みたしまして問題となつたときに、こういう附帯決議案もあるではないかといふのが、従来の歴史なんでありまし

て、附帯決議案は結構なんですが、基
本的見地から、これはもう少し提案者の
ほうにも周到な立法用意の時間をお作
りになり、私どもに示唆せられるところ
の説明内容をもつと豊富に展開され
たい。従つて留保したいと思つたので
あります。が、衆議院のほうは私どもの
会派でも通して参つた。本日の皆さん
の大勢これは又厳重にこの附帯決議を
実行するようにといだめをおして、
通そうという空気になつて、います。
で、いや／＼ながら賛成するわけなん
ですが、どうか以上の点を従来の附帯
決議と同様に慰安剤にしないように、こ
の附帯決議を必らず実行する、留意を
するという更に第二の附帯決議を、と
いつたよううな点までに誠意を持つた留
意を願うということを条件にして、こ
れは賛成せざるを得ないと思います。

善向上を図るというのが、現状に處するのであります。しかし、それで品質の改
善のためには、何よりも飼料の改善が最も重要であることは、誰もが認め
るべき一つの順序かと考へるのであります。そこで、そういう理由で本案に賛成をす
るのであります。併し実際に出回っている飼料の現状を見ると、いかがわ
しい餌が必ずしも少しとしないのであります。それで、現状に放任することは極
めて当を得ないと考えますが故に、この品質の改善については原案の通り、
自主登録と申しますか、希望登録制といふことで、これが実施を見、併し特
に只今の附帯決議のありましたうえで、本法の施行後において政府は常時監
視の施行状況を精査して、その結果によつて更に適当な措置を講ずるといふ
ことを議意と責任を政府に期待して、私は本案に賛成することにいたしま
す。

いて法律としては私は立派なものとの印象をうつておるわけなんですね。そして又違法な法律だと思つております。ただまだ日ここで附帯決議に出された強制登録と、強制といふ、この字句に對して、私はまだ内容の意味がはつきり擱めておりません。字句の通りの強制登録という、その意味が非常に強過ぎるという気が私はされるわけであります。今飯島先生が適当なる措置といふ言葉を以て表現されたのでございますが、私も飯島先生と同様に、将来この法律を施行しながら適当なる措置を以てこの法律案を順に改善し、日本の畜産界のためには貢献あるような間違いのない行き方をとつて頂くことに對しては賛成でござります。従いまして私は本法律案には賛成するものでございます。

○委員長(山崎恒君) 他に御意見もなさいよでござりますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎恒君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。飼料の品質改善に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

帶決議をその通りに決定をいたしました。

なお本会議におけるところの委員長の口頭報告の内容と爾後の手続は慣例によりまして委員長において一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎恒君) 御異議ないと認めます。

次に本案を可とされました方は、例によりまして順次御署名を願います。

多數意見者署名

滝井治三郎

東

隆

三橋八次郎

池田宇右衛門

石原幹市郎

宮本邦彦

飯島達次郎

小林亦治

岡村文四郎

○委員長(山崎恒君) 本日はこれにて閉会いたします。

午後五時三十分散会